

令和4年10月24日

資料提供

和歌山県新型コロナウイルス

感染症対策本部

阪上・小川・片岡・東

電話 073-441-2275

PCR検査等の無料化事業の期間延長について

現在、県では10月31日まで県内在住の無症状の方に対して、特措法第24条第9項に基づき、「感染に不安を感じる場合はPCR検査等を受ける」よう要請しているところですが、その期限を11月30日まで延長します。

なお、症状がある場合は無料検査ではなく、直ちにクリニックを受診（※注）してください。

※注）軽微な症状等の条件に当てはまる方は、自己検査・登録制度（抗原定性検査キットの送付・陽性者登録事業）を活用してください。

◇PCR検査等の無料化事業について

赤枠：変更箇所

区分	実施時期	検査結果を利用する場面	対象者	検査の種類
ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進	緊急事態宣言下等	緊急事態宣言下等における行動制限の緩和等	・3回目接種の未了者 ・対象者全員検査※の利用者 ※ワクチン接種有無に関わらず、利用者全員に検査を行うもの	・原則、抗原定性検査のみ 【例外としてPCR検査等を受検】 ・10歳未満の者 ・高齢者施設入所者や入院者への面会の者等
	8月31日まで	地方公共団体や民間事業者が、様々な場面・場所において、社会経済活動を回復・継続する取組 例) ブロック割等の都道府県間の旅行、高齢者施設での面会、結婚式等		
一般検査	10月31日まで 11月30日まで	知事の判断により、特措法第24条第9項に基づき、感染に不安を感じる無症状者に対して行われた受検要請に応じた県内在住の方の感染状況の確認	・感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる県内在住の方	・PCR検査等 ・抗原定性検査

◇相談窓口（和歌山県ワクチン・検査パッケージ等促進事業事務局）

電話番号：050-3626-2225（9時～17時・無休） FAX：073-423-5660